

<修繕>

住宅用火災警報器交換修繕仕様書

1	修繕名称	住宅用火災警報器交換修繕
2	施行場所	・横須賀市浦郷町1-55 ・横須賀市営住宅日向アパート116戸 * 別添「位置図」のとおり
3	修繕物件	住宅用火災警報器(煙式) 464個 * 電池式(10年対応)・音声式
4	修繕内容	仕様書別紙のとおり
5	履行期間	契約の日から平成31年3月25日まで
6	特記事項	仕様書別紙のとおり
7	契約方法	総価による物件修繕請負契約
8	支払方法	修繕完了後、一括払い
9	施行監理	現場及び技術的事項を監理する責任者をおくこと。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	都市部 市営住宅課 担当 市原 電話 046-822-8415

<指示又は希望事項>

グリーン購入	仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で請負代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)
--------	---

住宅用火災警報器交換修繕 仕様書別紙

(1) 施工場所

横須賀市浦郷町1-5-5
市営日向アパート 116 戸

(2) 修繕物件

住宅用火災警報器 (煙式)
※電池式 (10 年対応)・音声式 464 個

(3) 修繕内容

平成 19 年度に設置した住宅用火災警報器の交換目安時期が到来したため、既設火災警報器との交換を実施する。

(4) 履行期間

契約の日から平成 31 年 3 月 25 日まで

(5) 特記事項

- ①設置する火災警報器は、火災予防条例第 43 条第 5 項に基づく技術上の規格に適合したものであること。
- ②本契約には、交換に伴い不要になる既設火災警報器の引き取り及び処分を含む。
- ③不要の既設火災警報器は、関係法令に基づき適正に処分すること。
- ④事前に入居者へ業務内容、工期、訪問日時、業者の連絡先等を周知すること。
- ⑤交換した際は、作業完了確認書 (別添様式 1) に入居者から署名または押印をもらい、発注者に提出すること。
- ⑥周知した訪問日時に入居者が不在だった場合は、日時を変えて 3 回以上訪問すること。
- ⑦警報器の交換前、交換後の写真を発注者に提出すること。提出写真を撮る戸数は、各棟ごとに 6 戸以上とすること。
- ⑧現地状況、火災警報器の状況等により、設置ができない場合は、火災警報器を発注者に納入することとする。

位置図



